

## 「女性の活躍の推進に関する計画」（仮称）の策定について

### 1 趣旨

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日公布）を踏まえ、本道の女性の活躍の推進に関する計画を策定する。

#### 【法の概要】

##### (1) 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

##### (2) 基本方針等の策定

ア 国は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定（平成27年9月25日閣議決定）。

イ 都道府県、市町村は、推進計画を策定（努力義務）。

##### (3) 事業主行動計画の策定等

ア 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。

イ 国、地方公共団体、民間事業主は、以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

① 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握事項：・女性採用比率 ・勤務年数男女差  
・労働時間の状況 ・女性管理職比率 等

② 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

③ 女性の活躍に関する情報の公表

（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

##### (4) 支援措置

ア 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行う。

イ 地方公共団体は、相談・助言等に努める。

ウ 地域において、女性の活躍推進に係る取組に関する「協議会」を組織することができる（任意）。

##### (5) 公布日

ア 平成27年9月4日公布・施行（事業主行動計画の策定は、平成28年4月1日施行）。

イ 10年間の時限立法。

## 2 計画の内容等

(1) 職業生活における活躍に関わることをはじめ、男女が共に生き、働くことを通じて、暮らしやすい地域社会の実現に向けた展開方向として、次の3つの柱立てから検討する。

- ① 地域を男女でともに支える社会
- ② 女性のライフステージに応じた支援
- ③ 男女がともに働きやすい環境づくり

(2) 計画の内容については、道をはじめ、経済・産業団体などで構成する「北の輝く女性応援会議」（平成26年10月設置）において、本年2月に取りまとめた「北海道における女性の活躍支援の方向性」（概要は別紙のとおり）を踏まえて検討する。

## 3 計画の推進期間

概ね3年間（平成28年度～平成30年度）

## 4 今後のスケジュール

平成28年2月上旬	計画（素案）の策定（環境生活委員会報告） パブリックコメントの実施
平成28年3月下旬	計画（案）の策定（環境生活委員会報告）
平成28年3月下旬	計画策定

## 5 その他（法律への対応）

(1) 道の事業主行動計画は、今年度内に策定する（総務部所管）。

また、市町村の事業主行動計画や推進計画の策定が円滑に進むよう、説明会の開催、情報提供などにより支援する。

(2) 女性の活躍推進に関する「協議会」については、「北の輝く女性応援会議」をこの協議会に位置づける方向で構成団体と今後協議する。

(3) 道の取組として、本年10月、道立女性プラザ内に開設した「女性の活躍支援センター」などにおいて、相談対応、情報提供などの支援を行う。

また、国や関係機関・団体と連携して、女性の職業生活における活躍の推進について、必要な啓発等を行う。